

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課斎場霊園担当(06-6630-3135)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	設備等についての措置命令
概要	大阪市設霊園条例により、市長は霊園の管理上必要と認めるときは、使用者に対して使用場所の設備または維持について、適切な措置を行わせることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市設霊園条例（昭和24年4月1日条例第32号）第5条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>次の場合には、使用者に対して使用場所の設備または維持について適切な措置を行わせることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 墓石、灯籠等の設備が老朽化等により、入場者や近隣住民に危険を及ぼすおそれがある場合 2. その他管理上の支障がある場合 <p>※「管理上の支障」とは、使用者や近隣住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修、使用者間の利用調整など、施設を適切に維持管理する上で妨げになる具体的な支障をいう。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html
備考	